

意見書案第15号

感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 金澤克仁

〃 〃 染谷和博

## 感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染者やその家族・濃厚接触者に対する誹謗中傷が後を絶ちません。大学や高校の部活で発生した集団感染において、「感染した学生の住所を教えろ」「大学名を改名しろ」などと、過激な誹謗中傷が電話・メール・SNS で相次ぎました。

福岡市に住む38歳の自営業の男性は、3月下旬に体温38.5度、コーヒーの味がしないので、内科に電話。内科は「薬を出す」「病院には来ないでくれ」との対応。4月4日に陽性と判明。保健所は「入院できる病院がない」「とりあえず家で耐えてくれ」、薬も飲むな…。その後、高熱で病状悪化、自分で入院できる場所を探し、11日間入院後、検査で2回陰性となりやっと退院。新型コロナウイルスが陰性となって退院した後、肺炎の経過観察を病院にお願いしたところ「もしあなたがコロナの発生源になったら、うちの病院も困るので」などと8件断られたといえます。

このような人権侵害行為は、たとえ不要不急と思われる外出や、行政の要請に反する状況で感染したとされる方に対してであっても、正当化されることはなく、決して許してはならない行為であります。

日本国憲法の象徴ともいえる基本的人権の尊重である、個人の尊厳、自由及び人格権を侵す行為であり、感染者等の生活に重大な悪影響を与える行為は決して容認し得ないものです。

このため、感染者等は更なる人権侵害行為に遭うことを恐れて、感染の疑いがあっても医療機関を受診しない、感染経路や濃厚接触者に関する情報を明らかにしないなどの弊害を産み、逆に感染の拡大につながりかねません。

人権侵害行為に対するより厳しい措置や、誹謗中傷行為を抑制するより強い注意喚起を求め、下記事項を要請いたします。

### 記

- 1 感染者とその家族や濃厚接触者への人権侵害行為に対し、厳格な処罰を与える法案の制定を検討すること。
- 2 感染者等に対してより優しい配慮と誹謗・中傷に対する厳格な注意喚起を呼びかける対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣  
国土交通大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長 茨城県知事